

大阪市立斎場条例の一部を改正する条例案

大阪市立斎場条例（昭和24年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「大阪市立葬祭場（以下「葬祭場」という）」を「代行斎場（同条の規定により法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するものに斎場の管理を行わせている場合における当該斎場をいう。以下同じ）」に、「葬祭場について、その」を「代行斎場の」に改め、同条第4項中「葬祭場」を「代行斎場」に改める。

第4条から第8条までの規定中「葬祭場」を「代行斎場」に改める。

第9条第1項中「葬祭場」を「大阪市立葬祭場（以下「葬祭場」という。）」に改める。

第13条中「法人その他の団体（以下「法人等」という。）」を「法人等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 葬祭場以外の斎場の管理については、法第244条の2第3項の規定により、法人等であって市長が指定するものに行わせることができる。

第14条第1号、第15条、第17条及び第18条中「葬祭場」を「斎場」に改める。

第19条中「葬祭場」を「代行斎場」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年 3 月 1 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

葬祭場以外の斎場の管理を指定管理者に行わせることができることとするため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立斎場条例 (抄)

(休場日)

第3条 省 略

2 前項の規定にかかわらず、第13条の規定により大阪市立葬祭場 (以下「葬祭場」という。)
代行斎場 (同条の規定により法人その他の団

体 (以下「法人等」という。)) であって市長が指定するものに斎場の管理を行わせている場合
の管理を行うもの (以下「指定管理者」という。)) は、
における当該斎場をいう。以下同じ。)

葬祭場について、その設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、
代行斎場の

あらかじめ市長の承認を得て、同項の規定による休場日を変更し、又は臨時の休場日を定める
ことができる。

3 省 略

4 第1項の規定にかかわらず、葬祭場 以外の斎場については、時宜により休場日を変更し、
代行斎場

又は臨時に休場することがある。

(使用の許可)

第4条 葬祭場 を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
代行斎場

(使用許可の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、葬祭場 の使用を許可してはな
代行斎場

らない。

(1)-(5) 省 略

(使用許可の取消し等)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、葬祭場 の使用の許可を取り消
代行斎場

し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は葬祭場 からの退場を命ずることができる。
代行斎場

(1)-(3) 省 略

(入場の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、葬祭場 への入場を断り、代行斎場

又は葬祭場 から退場させることができる。
代行斎場

(1)-(5) 省 略

(準 用)

第8条 第4条から前条までの規定は、葬祭場 以外の斎場について準用する。この場合において、代行斎場

て、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第9条 市長は、指定管理者に葬祭場 の使用に係る料金 大阪市立葬祭場 (以下「葬祭場」という。)

(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2-7 省 略

(管理の代行)

第13条 葬祭場の管理については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって市長が指定するものに行わせる。

2 葬祭場以外の斎場の管理については、法第244条の2第3項の規定により、法人等であって市長が指定するものに行わせることができる。

(指定申請の公告)

第14条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 葬祭場の名称及び所在地
斎場

(2)-(5) 省 略

(指定申請)

第15条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、葬祭場の 斎場

管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

(指定管理予定者の選定)

第17条 市長は、第15条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮

し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

(1) 省 略

(2) 葬祭場の効用を最大限に発揮するとともに、葬祭場の管理経費の縮減が図られるものであ
斎場 斎場

ること

(3) 葬祭場の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
斎場

(4) 前3号に掲げるもののほか、葬祭場の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと
斎場

(指定管理者の指定等の公告)

第18条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は葬祭場の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。
斎場

(業務の範囲)

第19条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 葬祭場 の使用の許可に関すること
代行斎場

(2) 省 略

(3) その他葬祭場 の管理に関すること
代行斎場